

# 国立国語研究所学術情報リポジトリ

## 行為指示談話における直接形式の使用： 自治会活動での一事例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): status-equal relationships, direct imperatives, Osaka dialect, natural discourse, function of utterances 作成者: 牧野, 由紀子, MAKINO, Yukiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15084/00002201">https://doi.org/10.15084/00002201</a>

# 行為指示談話における直接形式の使用

## ——自治会活動での一事例——

牧野 由紀子  
(大阪大学大学院生)

### キーワード

対称的な関係、命令の直接形式、大阪方言、自然談話、発話機能

### 要 旨

命令形などの直接形式は相手を侵害する形式として社会的に使用が難しく、目上から目下に限り使用できるとされる。しかし、現代社会には基本的に対等な、対称的な関係の集団も数多く存在する。そこでは、行為指示はどのようにおこなわれるのだろうか。本稿では、大阪の自治会活動での行為指示談話において直接形式が使用されている実態を確認するとともに、そこで使用されていた大阪方言の命令形である連用形命令「シ」とテ形「シテ」がどのような発話機能で使用され、また、談話の流れの中でどのように使用されているかという2点から分析をした。その結果、(1) シは主に「聞き手利益命令」機能で社会的距離を縮めるものとして使用され、シテが主に「命令指示」機能で使用される、(2) シやシテが「命令指示」機能で使用される場合、いわば「命令指示」マーカーとして一つの指示談話中1~2回しか使用されず、具体的な指示内容は間接形式がカバーする一方、周辺発話で仲間意識の構築が志向される、ということが明らかになった。

### 1. はじめに

大阪方言の命令形には、いわゆる命令形「シロ」のほか、連用形命令「シ」がある。これらの命令形は聞き手の行為を拘束する形式として、社会生活の上で使用できる条件がかなり限られる。

現代社会においては、地域活動やボランティア活動あるいは学生生活など、目的を共有する人たちが集まって各種イベントを準備する機会が多く、上下関係のない状況でもしばしば行為指示がおこなわれている。そのように基本的に対等なメンバー間ではどのように行為指示がおこなわれ、どのような形式が使用されているのだろうか。現代社会に生きる我々が日常的に遭遇する場面であるにもかかわらず、こうした研究はこれまでほとんどおこなわれていない。

便宜上、本稿では、上司-部下関係のように明らかに上下関係が存在する場合を「非対称的な関係」、基本的に対等な関係を「対称的な関係」と呼ぶことにする(3.2.で詳述)。非対称的な関係では、上下関係を背景に命令形を使うことも可能だが、逆にその力関係を背景に、いわばどんな表現でも「命令」として機能しうるため、使用しないことも可能である。

(1) 明日、東京本社での会議に行けますか？

例えば（1）のような間接表現は、上司が部下に言った場合、それだけで十分、「行け」という「命令」として機能しうる。しかし、対称的な関係ではそうはいかない。おそらく同様の発話はただの質問としてしか機能しないであろう。したがって、対称的な関係で行為指示をおこなうためにはそれが行為指示であることを何らかの手段ではっきりと明示する必要があるのである。しかし、一方、「対等な関係」を維持するためには、行為指示によって生じる非対称性を回復する配慮が不可欠である。このように、対称的な関係においては、非対称的な関係以上に複雑な状況に直面することになる。では、実際、どのように行為指示がおこなわれているのだろうか。

本稿では、その実態を明らかにするため、対称的な関係の一事例として大阪の自治会活動を取り上げ、作業場面での自然談話を収録し、自治会長の行為指示発話を分析した。分析に当たっては、「行為指示」を明示する直接的行為指示表現形式（以下、直接形式と呼ぶ）に注目した。直接形式は使用の社会的制限がある一方、行為指示を明示する上で最も効率的な形式であるからである。本稿は、行為指示に際してどのような直接形式がどのように使用され、どのような配慮がおこなわれているのかその実態を記述し、対称的な関係における行為指示のあり方を考察することを目的とする。分析の結果、以下の事を指摘する。

- ①直接形式として、大阪方言の命令形である運用形命令「シ」と、本来は依頼形式であるテ形式「シテ」が多用されているが、シは仲間意識を強調するための「聞き手利益命令」機能で使われることが多く、実質的にはシテが「命令指示」機能で使われている。
- ②シやシテが「命令指示」機能で使われる場合には、いわば「命令指示」マーカーとして、一指示談話中、1~2回しか使用されず、具体的な指示内容の伝達には他の形式が使われる。また、行為指示以外のいろいろな発話も挿入され、仲間意識の構築が志向される。

以下、2節で先行研究、3節で調査方法とデータの概要を述べた後、4節では本データで使用された行為指示表現に注目し、直接形式の使用状況をみる。5節では、談話全体に目を広げ、直接形式が談話の中でどのように表れているかをみる。6節でまとめと今後の課題について述べる。

## 2. 先行研究

ここで、まず、本稿における用語の定義をしておく。「相手に何らかの行動をおこなうよう要求する」行為には命令、依頼、勧めなどいろいろあるが、熊取谷（1995）はこれらを「行為指示」の「発語内行為」と位置づけ、絶対的な相違ととらえるのではなく、典型的な「命令」と典型的な「依頼」を両端にもつ連続体を形成する関係にあるとしている。本稿でもこの観点に従う。以下、「行為指示」と呼ぶときは、命令、依頼などの総称として用いることとする。

行為指示は人間が社会生活をおくる上で、不可欠な行為であり、これまでも発話行為論、ポライトネス理論、敬語論など、いろいろな観点から数多くの研究がおこなわれてきた。しかし、これまでの行為指示研究はほとんどが「依頼」に集中していた。日本語では南（1977）、井出他（1986）、柏崎（1993）など多数の研究がある。また、海外では、Blum-Kulka et al. (eds.) (1989) が依頼表現を以下のとおり3分類し、5言語の対照研究をおこなっている。

①直接的形式：命令形や遂行動詞を用いて、直接的にその意図を表現する。

②慣習的な間接的形式：各地で慣習化された形式を用いて、間接的にその意図を表現する。

③非慣習的な間接的形式（ヒント）：慣習化されない形式を用いて、間接的に意図を表現する。

岡本（2000）はこの枠組みで日本語の依頼表現を分類し、日本語の分析をおこなっている。こうした依頼研究は主にアンケートによる意識調査に基づき、依頼表現形式のバリエーションとその丁寧度を明らかにしようとするものが多かった。

また、上記の分類でも明らかなとおり、どの言語にも依頼表現には丁寧さを表す間接的な形式が豊富に存在するため、必然的に依頼研究の関心は間接性をめぐる諸問題に向いていったといえる。Brown and Levinson (1987) はポライトネス理論でこの「間接性」のストラテジーについて詳しく分析している。この理論では、「ポライトネス」とは、人間が普遍的に持つフェイスを守ることであり、相手のフェイスを侵害する行為（フェイス侵害行為：FTA）をおこなう際には、あらかじめその侵害度を見積もり、その値を減らすため、各種のストラテジーが採用される、としている。ストラテジーには大別して、ネガティブポライトネスストラテジーとポジティブポライトネスストラテジーがあり、前者は相手を尊重し、相手と距離をとることで達成しようとするものであり、一方、後者は相手に親愛の情を示し、相手との距離を縮めることで達成しようとするものである。「行為指示」は相手のフェイスを侵害する最たるものであるため、行為指示に当たっては各種のストラテジーがとられるが、「間接性」のストラテジーもそのひとつである。

このように依頼研究は数多くおこなわれてきたが、行為指示の中で「依頼」の対極である「命令」については、これまであまり取り上げられてこなかった。しかし、「命令」もまた社会生活に不可欠な行為である。Searle (1969) は発話行為理論の中で「依頼」の適切性条件をのべ、備考として「命令は、話し手が聞き手に対して権威のある地位にいるという事前規則を持つ」と注記している。このように、「命令」は権力の存在を必須条件としている点で「依頼」とは様相が異なる。その点について Takano (2005: 646) は「これまでの行為指示研究の枠組は Blum-Kulka にみられるように主として依頼に限定したものであり、そのような限定的アプローチでは行為指示の言語的ドメインを把握することはできない」と指摘し、日本の企業における女性管理職の「命令」のあり方とそのパワー方略を分析した（高野 2005, Takano 2005）。海外では Ervin-Tripp (1976) がアメリカでの行為指示表現の使用ストラテジーについて分析し、また、Holmes and Stubbe (2003) もニュージーランドの職場における男女管理職の命令の諸相を分析している。これらの研究はいずれも、依頼研究とは異なり、自然談話に基づいている点が特徴である。「命令」という行為は場面や状況の変化に刻々と対応することが求められ、より動的に捉える必要があるためであろう。

こうした命令研究において、「命令形 imperative form」という直接形式の存在は無視できないものである。ポライトネス理論では、命令形は bold on record としてフェイスを最も侵害する形式とされるが、Takano (2005: 646) は「相互行為的要素を考慮に入れることなく（形式が）自律的に powerless あるいは powerful として等式化されるべきではない」としている。同様に、Goodwin (1990: 78-79) も、子ども集団での命令行動の会話分析において「命令形などの直接形

式は、実際にはより広範囲、多機能で使用されており、統語的な形式のみに基づいて侵害的な形式と判定すべきでない」とし、談話の連鎖の中でその使用状況をみていく必要性を指摘している。

こうした指摘を受け、本稿では行為指示発話を自然談話の中で分析することとした。また、その分析にあたり、「命令形」に注目することにする。「命令形」が使用された状況を詳しく観察することで、行為指示をめぐるストラテジーとその配慮のあり方を明らかにするとできると考えたためである。また、「命令形」は形式的に行為指示を明示しているため、観察しやすいという利点もある。

本データの会話はほとんどが大阪方言でおこなわれている。森山（1999）は、京都方言には命令形命令のほかに「第2の命令形」として「連用形命令」があり、これにはゼロ連用形「シ」とテ形「シテ」がある、と述べているが、大阪方言の命令形でもほぼ同様であり（牧野 2008），本稿ではこのシとシテに注目する。

### 3. 調査概要

#### 3.1. 調査方法

大阪府南部にあるニュータウン自治会において、2003年6月、新自治会館の竣工式のための準備作業（3日間）に密着し、自然談話を収録した。自治会長Tの行為指示が頻繁におこなわれると判断したためである。作業では全員が大きく動き回るため、MD録音機（SONY MZ-B100）を5台用意し、TとMK（男性の副会長）と筆者が1台ずつ持ち、2台を会場の2箇所に定点として設置した。Tと指示相手との相互行為を確実に捉えるため、複数の録音機で録音することを心がけた。筆者はその場に立会い、観察に努めた。本稿ではこのうち、録音状態のよかつた3日目の6時間分を分析対象とした。

当該自治会は1971（昭46）年に発足し、950世帯（調査当時）からなる。本調査では、インフォーマントを自治会長T（女性）とし、当該作業の中心メンバーである「本部役員」への行為指示に焦点をあてる。本部役員は自主的に自治会運営に参加している人たちで、60～70代を中心に男性11人、女性9人の計20人からなる。Tとは日頃の活動を通して、非常に親密な間柄である。インフォーマント情報、および、指示相手や指示場面は以下のとおりである。

#### 【インフォーマント情報】

T：自治会長 女性 調査時65歳 岡山県出身 22歳から大阪市、32歳から現住所

表1 指示相手

指示相手	備 考
本部役員	準備の中心メンバー
準備係	会食準備係・受付係など（自治会員だが本部役員ではない）
参加者	竣工式当日のイベント参加者（必ずしも自治会員ではない）
部外者	業者・近隣マンションの管理人

表2 指示場面

場面
作業場面
会議場面
食事場面

Hymes（1974）は談話におけるコンテクストの重要性を指摘しており<sup>1</sup>、本稿でもそれぞれの

談話例では表1, 2から指示相手情報, 場面情報, およびコンテキスト情報を示すことにする。

### 3.2. 当該自治会の対称性

日本語では力関係の違いは特に丁寧体-普通体の使い分けに典型的に現れる。「非対称的な関係」では, 目下から目上へは丁寧体の使用が義務的であるのに対し, 目上から目下へは義務的とはいえない。言語使用のあり方が文字通り非対称的である。一方, 「対称的な関係」では, 場面によって丁寧体には丁寧体, 普通体には普通体と, 双方が同じ文体を使用するのが原則である(三牧2002)。

本稿が分析対象としている本部役員同士での会話は, 基本的に大阪方言の普通体でおこなわれており, 会長Tに対してもメンバーが丁寧体を使うということはない。また, Tは女性であるが, 男女間で特に言語使用の違いも見られず, 双方が方言形普通体を使用している。こうした点で, この関係は「対称的な関係」とみなしていいと思われる。

ただ, 「会長」という「役割」を背景に行為指示がおこなわれている以上, 厳密な意味で「対等」と言えないかもしれない。しかし, 例えば上司-部下関係が, 企業のヒエラルキーに組み込まれ, 上司が人事権, 評価権など実質的に権力を握っている状況とは明らかに異なっている。現に, Tの「命令指示」に対し, 役員から何度も反論が出ている。こうした点を考慮し, ここでは, 当該集団における人間関係を「対称的な関係」と位置づける。その上で, 役割による微妙な力関係での行為指示と配慮のありようを分析するのが本稿の目的である。

### 3.3. データの概要

全談話データのうち, 会長Tが関与する談話について宇佐美(2003)に基づいて文字化を行った。発話文の認定は宇佐美にならい, 「基本的に文をなしていると捉えられるもの」を1発話文とした。中途終了文や名詞止めも1発話文とした。文字化した総発話文は2946文である。

このうち, 行為指示に関する一連の談話を「指示談話」と名づけ, 本稿における分析単位とする<sup>2</sup>。「指示談話」の定義を「なんらかの行為指示表現(4.1.で詳述)が使われている一連の談話」とする。行為指示の中には行為指示表現が一切使われず間接的に行き指示が達成されたケースももちろんあるが, 本稿では直接形式の使用の様相を明らかにすることを目的としており, また行為指示発話であることの認定を容易にするためにも, ここでは行為指示表現が使用されている談話に限定することにする。指示談話とは談話例(2)のようなものである。以下, 談話例では会長をT, 指示相手をイニシャルで示す。イニシャルの最初に男性はM, 女性はFをつける。

#### (2) 対準備係, 作業場面, 談話番号43。

- |     |    |                                 |
|-----|----|---------------------------------|
| 1   | T  | FSさん, カーテンの棒, どこへいったかな。あの, 長い棒。 |
| 2   | FS | 倉庫かな?                           |
| → 3 | T  | <u>探してくれる?</u>                  |
| 4   | FS | はい。                             |
| 5   | T  | はい。                             |

こうした指示談話でその核となるのは (2) の 3T のように行為指示がおこなわれている発話であり、これを以下、「核発話<sup>3</sup>」と呼ぶことにする。一方、指示談話には多くの場合、(2) の 1T, 5T のような行為指示以外の発話も含まれる。これらを以下「周辺発話」と呼ぶことにする。

以下、まず 4 節で核発話の分析をおこない、次に 5 節で周辺発話も交えた談話全体の分析をおこなう。

#### 4. 直接形式の使用実態

本節では、核発話に注目し、どのような行為指示表現が使用されているか、その実態をみる。

4.1. で核発話の分析の枠組みについて述べ、4.2. で分析結果を述べる。

##### 4.1. 核発話の分析の枠組み

まず、本データで使用された行為指示表現をすべて抜き出して分類し、使用の傾向をつかむことにする。しばしば前述の Blum-Kulka et al. (eds.) (1989) の分類が使われるが、本稿ではより形式的な違いに注目するため、日本語の文タイプに即応した分類をおこなうことにする。その際、注意する必要があるのは、形式と機能が必ずしも 1 対 1 の対応をしていないという点である。命令形式が必ずしも命令の機能で使われるとは限らず、勧めや許可の機能をもつ場合もある。この混乱を避けるため、本稿では「文自体における機能」を「文機能」とし（以下、〈 〉で示す）、聞き手の存在や場面の違いを前提として初めて発動する機能を「発話機能」とする（以下、《 》で示す）。以下では、出現した行為指示表現をまずその形式がもつ文機能によって分類し、その後、それがどのような発話機能で用いられているかをコンテキストから検討することにする。

###### 4.1.1. 形式分類と文機能

仁田（1991）、安達（2002）、岡本（2000）を参考に、本データで出現する全ての行為指示表現を、その形式から 9 つの文タイプに分類し、それをさらに A～E の形式としてまとめた。形式名、文タイプとその文機能、および本データで使用された形式の具体例を表 3 に示す。

「A：命令形式」はいわゆる命令形であり、文機能は〈命令〉である。「B：テ形式」の文機能は〈依頼〉である。「C：依頼遂行形式」は依頼の遂行形式であり、文機能は〈依頼〉である。これらは、文機能として〈命令〉や〈依頼〉の行為指示機能を持っているため、本稿では「直接的行為指示形式」（以下、「直接形式」）とする。

次に、「D：依頼疑問形式」は、通常、「慣習的間接的依頼表現」と呼ばれているものである。疑問文であるため、本来の文機能は〈情報要求〉だが、慣習的に《依頼》を持っているといえる。

「E：派生形式」は、本来の文機能は〈感情・意思表出〉や〈評価・判断〉だが、コンテキストによりしばしば《勧め》《禁止》などの《行為指示》の発話機能を持つ。この両者は、文機能は行為指示ではないが、コンテキストによりしばしば間接的に行き指示機能をもつため、「間接的行為指示形式」（以下、「間接形式」）とする<sup>4</sup>。直接形式と間接形式の違いは、文機能が行為指

示か否かである。

表3 行為指示表現の分類と文機能

	形式名	文タイプ	文機能	文末形式 <sup>1</sup>
直接形式	A 命令形式	命令文	命令	(しろ) <sup>2</sup> , しなさい
		連用命令文	命令	し
	B テ形式	シテ文	依頼	して
		シテクダサイ文	依頼	してください, してちょうだい
	C 依頼遂行形式	依頼遂行文	依頼	お願いします
間接形式	D 依頼疑問形式	依頼疑問文	情報要求・(依頼)	してくれる?, してくれない?, して下さいませんか?
		願望文	感情・意思表出	してほしい, してもらいたい
	E 派生形式	勧誘文	勧誘	しよう
		当為文	評価・当為判断	したほうがいい, したらダメだ, したらあかん, しなければいけない, せんとあかん

\*1 方言形式も含む。 \*2 (しろ) は本データでは出現していない。

#### 4.1.2. 発話機能の分類

次に、発話機能の分類を示す。姫野（1997）や柏崎（1993）は《命令》と《依頼》を区別する基準として①行為の選択権の有無、②利益のありかという2点を挙げている。本稿でも①②の2つの分析軸から、理念形として図1のとおり、4つの機能を想定する。

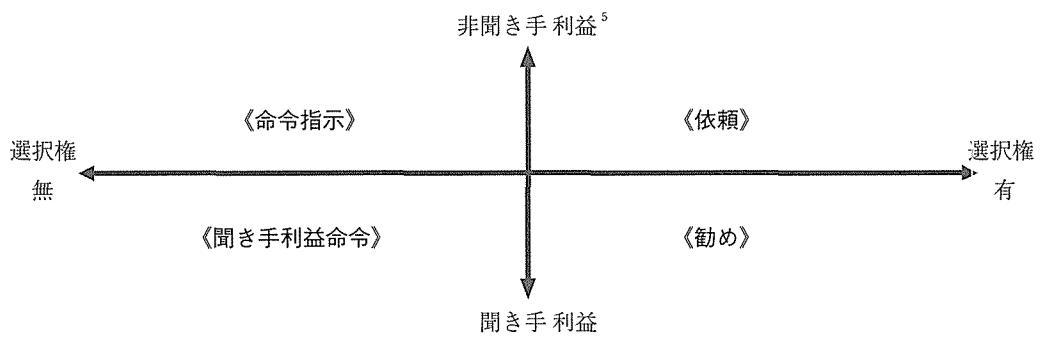


図1 発話機能の分類

本稿では対称的な関係を対象としているため上位から下位へ行う《命令》と区別して、《命令指示》という言葉を使用することとする。ordersではなく、directivesに相当するものである。

《命令指示》と《聞き手利益命令》を区別するものは利益のありかの違いである。行為指示において、利益のありかの違いは言語行動に大きな違いとなって現れるため、ここでははっきり区別することにする。《依頼》と《勧め》の違いも同様に、利益のありかの違いである。一方、《命

令指示》と《依頼》の違いは、聞き手にその実行の選択権が想定されているか否かの差である。

典型的な例（作例）を以下に示す。

- |                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| (3) 今すぐ、この部屋から出て行け。              | 【命令指示】    |
| (4) 骨が折れているかもしれない。今すぐ、病院に行け。     | 【聞き手利益命令】 |
| (5) 急用で会議に出られない。もし行けそうなら代わりに行って。 | 【依頼】      |
| (6) とてもいいところだから、ぜひみんなで行って。       | 【勧め】      |

ただ、これはあくまで理念的な分類であり、この区別は絶対的ではなく連続的である。実際の会話では語用論的に無限のバリエーションが可能である<sup>6</sup>。しかし、ここではあえて理念的な分類をおこなう。この4分類を発話機能の分析のための指標として使用するためである。

#### 4.1.3. 核発話の分析方法

本データに出現した行為指示表現を表3にしたがって分類し、それらが図1のどの発話機能で使用されているかを場面別にカウントした。以下、4.2.で具体的な分析を述べる。

### 4.2 直接形式の使用状況

本データで用いられたすべての行為指示表現を分類した結果、大阪方言の命令形である連用形命令シとテ形シテが使用されていることを確認した。以下、全体的な使用状況を概観したあと、シとシテについてみていく。

#### 4.2.1. 行為指示表現の全体的使用状況

表4はTが使用したすべての行為指示表現を場面別、相手別にカウントしたものである。出現数がゼロの場合はブランクとする。形式名は表3による。

表4 行為指示表現の使用状況

形式	場面	作業			会議	食事	計
		対役員	対準備係	対参加者	対役員	対役員	
直接形式	A 命令形式*	9 (3)	1		1	2	13 (3)
	B テ形式	27	16	3	12	4	62
	C 依頼遂行形式	1		2	3		6
間接形式	D 依頼疑問形式	4	1	1		2	8
	E 派生形式	44	13	8	10	8	83
	計	85	31	14	26	16	172

\*「シ」と「シナサイ」がある。（ ）内は「シナサイ」の数を示している。

表4から、直接形式の命令形式では主に「シ」が使われ、またテ形式「シテ」が多用されていること、間接形式では依頼疑問形式はあまり使用されず、派生形式がよく使われていることがわかる。なお、命令形「シロ（セエ）」は使用されていない<sup>7</sup>。

以下、シとシテがどのような発話機能で用いられているかを詳しくみていく。

#### 4.2.2. 直接形式のシの使用状況

表5は、シの使用状況を発話機能別にカウントしたものである。発話機能は図1による。

表5 シの発話機能別使用状況

発話機能	場面		作業	会議	食事	計
	対役員	対準備係	対役員	対役員	対役員	
命令指示	1			1		2
聞き手利益命令	4	1				5
その他*	1				2	3
計	6	1	1	2		10

\*その他:《命令指示》機能で発話されているが、冗談として使用されているもの。

表5から分かるように、シの使用例は10例あるが、《命令指示》機能で使われているのは対役員の次の2例だけである。シ、シテが使われている発話には行頭に矢印をつける。

(7) 対役員、作業場面、談話番号84:役員の男性と、向かいのマンションへ竣工式の挨拶をどうするかについて打ち合わせをしている場面。

1795 MW 管理人じゃあかんのやろうかな?

→ 1796 T ちょっと聞いてみ [↑]。

1797 T 聞いてみてくれる? いっぺん誰かに。

(8) 対役員、会議場面、談話番号3:式典当日、会食後の音楽会の際、隣の厨房で片づけを始めないように指示。

51 T けど、ガチャガチャ、ガチャガチャしてもらったら、困るんやけど。

52 FM 洗うのはやめ [ます]。

→ 53 T [やめとき]。

→ 54 T やめといて [↑]。

《命令指示》機能で使用されている2例が2例ともシのあとすぐ、依頼疑問文やシテで言い直されていることから、シで《命令指示》を伝えることは、対役員でも避けられていると思われる。

他の5例は《聞き手利益命令》機能で使用されており、また、残りの3例は、冗談として使用されている。(9)は《聞き手利益命令》、(10)は冗談として使用された例である。

(9) 対準備係、作業場面、談話番号60:お花の準備をしている人にビニールシートを差し出す。

1298 T でも滑ったらいかん、思うからな。

→ 1299 T これ、上にひき [↑]。

1300 FD うん、上にする。

(中略)

1305 FE ありがと。

(10) 対役員、作業場面、談話番号 44：カラオケ担当の MO にカラオケ機器にかけるカバーをプレゼントするという。

840 T わたし、これ、あげるんやから。

→ 841 T 感謝しい [↑]。

842 MO {笑い} 謝謝 (シェーケー)。

843 T 謝謝やわ、あんた、ほんまに {笑い}。

シは (9) のように、《聞き手利益命令》としてよく使用される<sup>8</sup>。また、(10) で T は「感謝しい」と言って感謝を押しつけ、その後お互いに笑いあっているが、このように、シはしばしば冗談として使用されている。ちなみに、表 4 にある「シナサイ」も 1 例以外、すべて冗談として使用されている。

#### 4.2.3. 直接形式のシテの使用状況

次に、シテがどのような発話機能で使用されているかをみる。表 6 はシテの発話機能別使用状況をカウントしたものである。

表 6 で示すように、シテは《命令指示》機能で多く用いられている。以下のような例である。

(11) 対役員、作業場面、談話番号 96

2026 T あんた、ビニール袋、あった？

→ 2027 T ビニール袋、用意しといでや [↑]。

シテの文機能は<依頼>であるが、ここでは本来の<依頼>機能ではなく、《命令指示》機能で使用されている。シテは文機能が<依頼>であるため、聞き手に選択権があることを含意し、そのために命令の拘束性を和らげ、丁寧な表現となる。すなわち、<依頼>機能を活用することで実質的には《命令指示》をおこなっていると考えられる。シテの談話例については次節で詳しくみることにする。

表 6 テ形式の機能別使用状況

場面	作業			会議		食事	計	合計
	対役員	対作業係	対参加者	対役員	対役員			
スタイル 発話機能	シテ 丁寧	シテ 丁寧	シテ 丁寧	シテ 丁寧	シテ 丁寧	シテ 丁寧	計	合計
命令指示	16 4 <sup>1</sup>	2 3	2 1	10 2 <sup>2</sup>	3	33 10	43	
聞き手利益	5	10			1	16		16
その他 <sup>3</sup>	2	1				3		3
計	23 4 <sup>1</sup>	13 3	2 1	10 2 <sup>2</sup>	4	52 10		62

<sup>1</sup> 4 例中、「てください」が 3 例、「てちょうだい」が 1 例。

<sup>2</sup> 2 例中、「てください」「てちょうだい」が各 1 例ずつ。

<sup>3</sup> その他：《命令指示》機能で発話されているが、冗談として使用されているもの。

ここで、参考として、派生形式の使用状況も示しておこう。表 7 のとおり、勧誘文が役員以外

の人们も使用されているのに対し、願望文が親しい役員にのみ使用されているのが特徴的である。

表7 派生形式の使用状況

場面 文タイプ	作業			会議	食事	計
	対役員	対準備係	対参加者	対役員	対役員	
勧誘文	13	6	6	6	4	35
当為文	29	7	2	2	4	44
願望文	2			2		4
計	44	13	8	10	8	83

#### 4.2.4.まとめ

本節で確認したのは以下の点である。

- (a) 行為指示談話で用いられる直接形式は、《命令指示》機能ではシヒシテである。
- (b) 文機能が＜命令＞のシは《命令指示》では避けられ、主に《聞き手利益命令》で用いられる。
- (c) 文機能が＜依頼＞のシテが、主に《命令指示》機能で多用されている。

### 5. 指示談話における直接形式の使用

前節の結果を踏まえ、本節では、周辺発話も含めた指示談話全体に視野を広げる。指示談話101談話中、直接形式が使用されているのは64談話であるが、本節ではこの直接形式が使用された談話に注目し、直接形式が周辺発話と共にどのように用いられているかをみていくことにする。

以下、5.1.で指示談話の分析の枠組み、5.2.で分析結果を述べ、5.3.でまとめる。

#### 5.1. 指示談話の分析の枠組み

指示談話の分析に当たって、まず5.1.1.で周辺発話の分類、5.1.2.で談話タイプと直接形式の使用状況について述べ、5.1.3.で本稿における分析方法を示す。

##### 5.1.1. 周辺発話の分類

指示談話では多くの場合、行為指示表現以外の周辺発話も大きな役割を担っている。熊谷(2000)は、核となる発話以外の発話要素に注目し、「行動の仕方を形づくる諸要素」としてその機能を分析している。一方、Blum-Kulka et al. (eds.) (1989) は5言語の依頼表現を調査したCCSARPプロジェクトにおいて、依頼の核(依頼表現)以外の諸要素の機能を①注意喚起、②補助的ムーブ Supportive move に分けている。またTakano (2005) は女性管理職の行為指示研究において、命令の核以外の諸要素の機能を①注意喚起、②補助的ムーブ Supportive move、③共感関係の構築と分類している。本稿では、Takano (2005) を援用しつつ、本データにあわせて

若干変更を加え、周辺発話を①注意喚起、②補助的ムーブ、③仲間関係の構築の3つに分類する。それぞれの下位分類と実際に使用された具体例を表8に示す。

表8 周辺発話の分類

分類	タイプ	内容	具体例
注意喚起	呼びかけ	積極的呼びかけ	ねえ、じゃあ
	ためらい	消極的呼びかけ	あのう、ちょっと、すみません
	名前	名前や対称詞	～さん、あんた、あなた
	普通名詞	普通名詞での呼びかけ	男の人
補助的ムーブ	理由説明	指示や発話の理由を述べる	～だから
	事実の提示	事実をそのまま伝える	2階も空いてるで
	判断	自分の判断を伝える	いいと思うよ、もっと上
	意思	自分の意思や希望を伝える	こうします、これを入れたいんだわ
	譲歩	これはいいけど、という限定	こっちはいいけどこれはあかん
	質問	状況や相手の意図を聞く	お料理はどうなってるん？
	了承・不承諾	相手の提案や発話を了承する	それでいい、うん、いいえ
	謝罪	謝罪する	ごめんやけど
仲間関係の構築	共感	共感を示す	そそうそう、そうよね
	確認要求	共感や同意を確認する	な？、そうやろ？
	冗談・小話	冗談や雑談	謝謝やわ、ほんまに。
	賞賛	出来栄えを喜ぶ	いいねえ、きれいね

「注意喚起」とは指示談話の冒頭で聞き手の注意喚起に使われるものである。

「補助的ムーブ」とは、行為指示そのものではないがそれを助けるものであり、行為指示に先行して用いられると「依頼先行語句 pre-request」として機能する (Levinson1983)。「依頼先行語句」とは、依頼に先行して次にくる発話が依頼であると受け取られるよう発話環境を整備するものであり、これがうまく機能すると、明示的に依頼しなくても依頼が伝達される。すなわち、非明示的な間接的行為指示として機能するのである。本データでも理由説明、事実の提示、判断や意思、質問、謝罪などの補助的ムーブが多用されている。ただ、事実の提示が理由の説明になっているなどいくつかの機能を同時に持っている場合もあり、あくまで暫定的な分類である。また、これら補助的ムーブは、先行するだけでなく、行為指示表現のあとで使われる場合もあり、その場合は行為指示の内容を詳しく説明したり、行為指示による侵害の程度を和らげたりする。

「仲間関係の構築」は相手に同意や共感を求めたりすることで仲間関係を構築しようとする発話であり、具体的には共感の提示、確認要求、賞賛、冗談などである。Takano (2005) は「共感の構築」として人称詞（役職名など）と独り言をあげているが、本データではより多彩な表現が頻繁に見られたため、「仲間関係の構築」として、独自に分類を設けた。

### 5.1.2. 談話タイプと直接形式の使用状況

指示談話は 101 談話だが、このうち 44 談話は、総責任者である T に対してメンバーが指示を仰ぎ、T が答える、という形でおこなわれたものである。このような Q-A 談話では、聞かれたことを最小限提示するだけで、その発話は実質的に《命令指示》機能をもち、したがって必ずしも明示的な直接形式を使用する必要がなくなる。しかし、T 開始談話ではそうはいかず、行為指示であることを積極的に明示する必要があるのである。実態を見てみよう。表 9 は 101 指示談話について、直接形式と間接形式（表 3 参照）が使用されている指示談話の数を談話タイプ別にカウントしたものである。

表 9 談話タイプ別にみた直接形式の使用状況

（単位は指示談話数）

談話タイプ	直接形式が使用された談話 <sup>*1</sup>			間接形式だけが 使用された談話	合計
	命令形式 <sup>*2</sup>	テ形式 <sup>*3</sup>	依頼遂行形式		
Q-A 談話	4 (1)	18	2	24	44
T 開始談話	7 (4)	30	3	40	57
計	11 (5)	48	5	64	101

\*1 一つの指示談話内で複数の形式が使用されている場合には、命令形式、テ形式、依頼遂行形式の順に、より命令度の強い形式でカウントした。たとえば、命令形式とテ形式が使われている場合には命令形式でカウントした。

\*2 ( ) 内の数字はテ形式も併用されている指示談話数。

\*3 テ形式とともに依頼遂行形式が使用されていた談話はなかった。

表 9 に示したように、Q-A 談話で直接形式が使用された談話は 44 談話中 24 談話であるのに対して、T 開始談話では 57 談話中 40 談話で直接形式が使用され、Q-A 談話に比べて相対的に多い。Q-A 談話では必ずしも直接形式の使用が必要でないのに対して、T 開始談話では直接形式で行為指示の意図を確実に伝えることが必要であるためと考えられる。

### 5.1.3. 指示談話の分析方法

本節では、指示談話の中で直接形式がどのように使用されているかをみる。その際、直接形式が使用された指示談話には、核発話だけからなるような短い談話と、間接形式や周辺発話が多用されて相対的に長い談話がみられ、これらは談話の性格が異なると考えられるため、分けて分析することにする。分析に当たって、便宜上、以下の基準で分類する。

- ・ I 型：核発話として、行為指示表現（表 3 参照）のうちの直接形式だけが使用されている談話。以下、「直接形式使用談話」と呼ぶ。（例）「手伝って。」なお「持って行き。持って行って。」など直接形式だけが複数回使用されている談話を含む。
- ・ II 型：核発話として、行為指示表現（表 3 参照）のうちの直接形式と間接形式が併用されている談話。以下、「直接間接併用談話」と呼ぶ。（例）「持って行って。持って行ってほしい。」

少し実態をみてみよう。表 10 は、表 9 のうち、直接形式が使用された指示談話について I 型、

II型のタイプごとにカウントしたものである。行為指示表現の選択に当たっては発話機能の違いが大きく影響していると考えられるため、発話機能別に示すことにする。ちなみに一つの指示談話内で複数の形式が使用されている場合、《命令指示》《聞き手利益命令》のどちらもが見られた例が2例あったが、表10では《命令指示》に含めてカウントした。詳細は次節で検討する。また、表9では直接形式として「お願いします」などの依頼遂行形式を含めていたが、表10では発話機能を《命令指示》《聞き手利益命令》に絞ったため、《依頼》の依頼遂行形式5談話を見いた。

表10 談話タイプ別、発話機能別にみた直接形式の使用状況

(単位は指示談話数)

発話機能 談話のタイプ		《命令指示》		《聞き手利益命令》		合計
		命令形式* テ形式	計	命令形式* テ形式	計	
Q-A 談話	I : 直接形式使用談話	1	15	16	3	19
	II : 直接間接併用談話	3 (1)	3			3
T開始談話	I : 直接形式使用談話	1	17	18	3 (2)	4
	II : 直接間接併用談話	2 (1)	12	14	1 (1)	1
計		7	44	51	4	59

\* 命令形式にテ形式が併用されている場合、( ) 内にその談話数を示す。

表10に示した通り、Q-A談話では直接形式が《命令指示》で使用された例が多く、22談話中19談話を占めるが、そのほとんどが直接形式使用談話(16談話)である。それに対してT開始談話でも《命令指示》での使用が37談話中32談話とやはり多いが、直接間接併用談話が半数近く(14談話)みられる。ここに、T開始談話と直接間接併用談話の特徴が表れていると考えられる。したがって本節ではT開始談話で直接形式が使用された場合(網掛け部分)に焦点を絞って分析することにする。

ここで分析方法を具体的に述べる。指示談話ごとにTの発話を取り出し、核発話、周辺発話のすべてを発話順に並べてみる。Tの発話だけを取り出したのは、直接形式と他形式とのつながりを単純化して把握するためである。まず、《命令指示》で直接形式が使用された場合について、I型、II型のタイプ別にみていき、次に比較のため、《聞き手利益命令》談話についてみる。

## 5.2. T開始談話における直接形式の使用

5.2.1. で、《命令指示》でのI型の例、5.2.2. で、《命令指示》でのII型の例、5.2.3. で《聞き手利益命令》でのI型、II型の例をみる。

### 5.2.1. 《命令指示》での直接形式使用談話

表10で示したように、直接形式が《命令指示》機能で使用されたT開始談話のうち、I型：直接形式使用談話は18談話あった。命令形式が冗談で使用された例を除き、他の17件はすべてテ形式が使用されていた。表11はそれら17件の談話でのTの発話の種類を時系列で示したも

のである。縦軸に談話番号、横軸に T の発話を第 1 発話から発話順に並べている。直接形式を網掛けで示し、周辺発話は記号で表す（凡例は表の下）。

表 11 直接形式談話での T の発話のつながり

T の発話 談話番号	第 1 発話	第 2 発話	第 3 発話	第 4 発話
54	シテ			
64	★質問	★確認要求	★了承	シテ
65	シテ			
66	シテ			
71	★質問	★質問	★了承	シテ
72	★質問	★質問	シテ	★了承
73	シテクダサイ	シテクダサイ		
77	シテ			
81	シテ	★理由説明		
95	シテ			
96	シテ			
101	シテ			
107	シテ			
127	★判断	●呼びかけ	★事実の提示	シテ
128	★質問	シテ		
129	★事実の提示	シテ	★事実の提示	
138	シテ			

周辺発話の記号 ●：注意喚起 ★：補助的ムーブ（表 8 参照）

冗談の例は談話の性格が異なると思われるため、除外した。

表 11 によれば、第 1 発話でシテが突然、使われているものが多い。シテで始まるものは、理由説明などの補助的ムーブもあまり使用されていない。こうしたタイプの談話は、予定されている仕事や会長として当然の発話、あるいは第三者に利益があるような場合である。

具体的な談話例をみてみよう。以下の談話番号は表 11 の談話番号と対応している。また、談話例中、T の発話の右端に示しているのは、表 11 でコーディングした T の発話の種別である。

（12）対役員、作業場面、談話番号 138：竣工式当日に開かれるお茶会の準備のため、お茶の先生が来たため、急いで役員に手伝うよう指示している。

【T 行為指示】

→ 2866 T あ、てつどうたげて〔↑〕、もちあげるの。

シテ

シテで端的に《命令指示》がおこなわれ、すぐに実行されている。「てつどうたげて」と利益がお茶の先生にあることを明示している。

(13) 対役員、作業場面、談話番号 71：会場の片付けやテーブルの設営をおこなっている。

【T周辺発話】 【T行為指示】

- 1578 T とりあえず、いすを先、するの？ 補助：質問
- 1579 FK テーブルを先=
- 1580 T =テーブルをするのね？はい。 補助：質問－了承
- 1581 T ほな、テーブルを全部、だして〔↑〕。 シテ

仕事の流れを担当者に確認したのち、1581でシテが使われ、《命令指示》がおこなわれている。あらかじめ想定された仕事で、その流れに従って指示しているものである。理由説明などの補助的ムーブも使用されていない。このような例ではQ-A談話と同様、状況的に《命令指示》がおこなわれる環境が準備されているといえる。そのためTにとって、シ、シテを使うまでの心理的な負担が低いと考えられる。

### 5.2.2. 《命令指示》での直接間接併用談話

表10で示したように、直接形式が《命令指示》で使用されたT開始談話のうち、II型：直接間接併用談話の例は14例あった。表12はそれについてTの発話を発話順に並べたものである。冒頭の2談話（談話番号3と94）は「シ、シナサイ」が《命令指示》機能で使用された談話であり、その他は「シテ」のみが使用された談話である。直接形式を網掛け、間接形式をゴ

表12 直接間接併用談話でのTの発話のつながり

	Tの談話 談話番号	第1 発話	第2 発話	第3 発話	第4 発話	第5 発話	第6 発話	第7 発話	第8 発話	第9 発話	第10 発話	第11 発話	第12 発話	第13 発話
シ使用	3	★質	★判	シ	シテ	★理	E当	E当						
	94	E当	シナサイ	★説	▲確	▲確	★判	★判	E当	E当				
シテ使用	13	★理	★事	★判	シテ	シテ								
	29	シテ	▲確	E当	▲共									
	30	★判	★理	シテ	シテ	シテ	★質							
	45	★判	●普	シテ	D依	★理	★理	シテ	●普	E願	シテ	★理	★判	★判
	48	★質	★事	★事	シテ	★理	★事	★事	E当					
	68	E誘	シテ	★判	★理									
	89	E当	シテ	★判	★判	★理								
	103	E誘	★理	シテ	E誘	▲確								
	119	●名	★謝	★理	シテ	E当	E当	★讓	E当	E当	★事	★讓	E当	★事
	122	E当	▲確	★事	シテ	▲確	★理							
	124	シテ	★理	●呼	シテ	★理	★理	E当	★理					
	134	★判	シテ	E当	▲確									

核発話 D依：依頼疑問文、E願：願望文、E誘：勧誘文、E当：当為文

周辺発話

●：注意喚起（●呼：呼びかけ、●名：名前、●普：普通名詞）

★：補助的ムーブ（★理：理由説明、★事：事実の提示、★判：判断、★讓：譲歩、★質：質問、★謝：謝罪）

▲：仲間関係の構築（▲共：共感、▲確：確認要求）

シック体で示している。核発話の分類（表3参照）、周辺発話の分類（表8参照）は記号で表す。（凡例は表の下）。

表12では、シやシテが第1発話に来ているものは少なく、補助的ムーブや間接形式がシやシテに先行しているものが14例中12例で圧倒的に多い。シテのあとでも何度も用いられている。また、仲間関係の構築としての確認要求も6例としばしば用いられている。

こうした直接間接併用談話は、Tがその場の判断で自ら《命令指示》をおこなっている談話や聞き手の負担が大きい《命令指示》をおこなっている談話であり、このような状況では、《命令指示》の意図をはっきり示す必要がある一方で、聞き手への配慮が不可欠である。行為指示をおこなうものにとって心理的負担が大きな場面である。談話例を詳しくみてみよう。

（14）対役員、作業場面、談話番号45：古いテーブルが必要になったため、Tが急遽、男性役員らに、2階からテーブルを下ろすよう指示する。

			【T周辺発話】	【T行為指示】
864	T	ほな、ここにテーブル、ひとつ。		補助：判断
865	T	男の人ね//		注意：普通名詞
→	866	T テーブル、ひとつ、上から、上の物置からね、 テーブルの茶色いやつ、 <u>ひとつおろしたげ。</u>		シテ
867	T	<u>おろしてあげてくれる？</u>		D依頼疑問
868	MS	なに、するの？		
869	T	ちょっとここでお花、[活けはんねん]。	補助：理由説明	
870	MS	[お花、活ける]。		
871	T	お花、活けはんねん。	補助：理由説明	
→	872	T だれか、ちょっと <u>てつどうてあげて</u> [↑] //		シテ
873	T	ちょっと、男の人。	注意：普通名詞	
874	T	テーブル、いっこ、 <u>もってきてほしい。</u>		E願望文
875	MS	OK。		
→	876	T <u>きいつけてや。</u>		シテ
877	MS	このの、つたらえんとちゃうんか？		
878	T	いやいや、これ、ご飯食べるのにいるから。	補助：理由説明	
879	T	{大きな声で}ええやつ、ちゃうで[↑]。	補助：判断	
880	T	古いほうやで、[↑] 古いほうやで[↑]。	補助：判断	

868、877でメンバーからTの意図を確認する発話があり、あらかじめ決まった作業ではないことがわかる。866でTはシテで《命令指示》をおこなったあとすぐに依頼疑問形式「してくれる？」で言い換えている。前述の談話例（7）（8）と同様、シテでの命令指示が強すぎると判断して言い直したものと思われる。その後、派生形式の願望文や、判断や理由説明の補助的ムーブを何度も使い、指示内容を繰り返している。シテの使用は最小限にとどめ、詳しい指示内容は派生形式や補助的ムーブを使って示している。ここではシテが3回使われているが、その内の1度

は「きいつけてや」であり、相手への気づかいと思われる。

866, 867, 872で「おろしてあげて」「てつどうであげて」と授与動詞が使われ、利益が他にあることを何度も明示している点が特徴的である。これは「私のためではない」ということを含意するとともに、「(私たち以外の人のために) ~してあげて」と聞き手に《命令指示》することで、「指示相手を仲間とみなす」という意図も含まれている。すなわち、こうした表現はTを含めた「私たち」という関係性を表現しており、行為指示をおこないつつ仲間意識を構築していると考えられる。また、ここでは判断や理由説明の補助的ムーブが何度も使用されているが、これもまた一方的な指示ではなく、相手と認識を一致させつつ事を進めようという志向の現われと考えられる。

次の談話例(15)は本データ中で最も強い《命令指示》の例であり、聞き手の負担も大きい。

(15) 対役員、作業場面、談話番号119: MKは男性で、会場設営の責任者。他の男性役員と協力して約1時間、試行錯誤した末、竣工式後の会食会ですばやくテーブルを並べ替えられるよう、テーブルの位置を示す小さな白いテープを床に貼ったが、Tがそれを見咎める。

【T周辺発話】 【T行為指示】

2388	T	MKさん [↑], //	注意:名前
2389	T	これちょっと悪いけど, //	補助:謝罪
2390	T	ゴミが落ちているみたいだから, //	補助:理由説明
→	2391	T <u>取って</u> [↑]。{きっぱりとした強い口調}	シテ
2392	T	これ, <u>あかん</u> 。	E:当為
2393	MK	これ?	
2394	T	あれは <u>だめだめ</u> , ごみごみ [↑]。	E:当為
2395	T	あとはみえへんけど//	補助:譲歩
2396	T	これは <u>いかん</u> 。	E:当為
2397	T	<u>とっても</u> たほうがええ。	E:当為
2398	MK	そっちもあったんちゃう?	
2399	T	取った取った。	補助:事実の提示
2400	MK	取った?	
2401	T	これはまだかまへんけどね, //	補助:譲歩
2402	T	ちょっとそれは <u>いかんわ</u> 。	E:当為
2403	T	ここはみんなが通る。	補助:事実の提示
2404	MK	はい。	

2391の指示は、男性役員数人が時間と労力をかけた仕事を全面的に否定するものであり、相手の精神的負担も大きく、強い《命令指示》で発話されたものである。談話の冒頭で作業責任者のMKを名指ししたのち、問答無用といった強い調子で《命令指示》がおこなわれている。理由や謝罪が短く述べられてはいるものの、Tの強い意志が感じられる。このように強い《命令指

示》においてもなお、シテは発話の最初に1回、使われているだけであり、あとは派生形式の当為文で矢継ぎ早に畳み掛け、2404でMKの「はい」という同意を引き出している。シテで行為指示としての意図が伝わればそれ以上は明示的な形式を使う必要はないということであろう。

表13は見やすいよう表12からTの核発話だけ抜き出したものである。

表13 直接間接併用談話でのTの行為指示発話の使用

Tの発話 談話番号		第1 発話	第2 発話	第3 発話	第4 発話	第5 発話	第6 発話
シ使用	3	シ	シテ	E誘	E当		
	94	E当	シナサイ	E当	E当		
シテ使用	13	シテ	シテ				
	29	シテ	E当				
	30	シテ	シテ	シテ			
	45	シテ	D依	シテ	E願	シテ	
	48	シテ	E当				
	68	E誘					
	89	E当	シテ				
	103	E誘	シテ	E誘			
	119	シテ	E当	E当	E当	E当	E当
	122	E当	シテ				
	124	シテ	シテ	E当			

行為指示表現形式 D依：依頼疑問形式、E願：願望文、E誘：勧誘文、E当：当為文

表13から明らかなように、14指示談話中12談話で直接形式は1~2回しか使用されていない。3回以上使われているものが2談話あるが、談話番号30は緊急指示的な例、談話番号45はシテが気づかいとして使われている例（談話例14）である。行為指示はいうまでもなく指示相手との相互行為によって成立するものであるが、各談話でさまざまな相互行為がおこなわれているにもかかわらず、どの談話でも直接形式が例外なく1~2回しか使われていないのは明らかな特徴といえる。こうした点から、直接形式はいわば「決め台詞」、あるいは「行為指示マーカー」として最小限用いられ、実質的な指示内容は派生形式や補助的ムーブで伝えられると考えられる。

### 5.2.3. 《聞き手利益命令》での談話

対比のため直接形式が《聞き手利益命令》で使われている談話をみてみよう。表10で示したように、直接形式が《聞き手利益命令》で使用されている談話には直接形式使用談話が4例、直接間接併用談話が1例あった。表14はその5例についてTの発話を発話順に表したものである。周辺発話の分類（表8参照）は記号で表す。（凡例は表の下）。

表14 《聞き手利益命令》でのTの発話

談話 タイプ	談話番号	Tの発話		第1 発話	第2 発話	第3 発話	第4 発話	第5 発話	第6 発話	第7 発話	第8 発話	第9 発話	第10 発話	第11 発話	第12 発話	第13 発話	第14 発話
		★理	★謝	シテ													
I型	21	★理	★謝	シテ													
	44	シテ	★質	★事	★理	★理	★事	シ	▲確	▲確	シテ	★理	シ	▲冗	▲確	シ	▲冗
	105	シ	シテ														
	136	シ	▲共														
II型	60	★質	★質	★質	★質	★理	シ	E誘	シテ	シテ	★理						

核発話 E誘：勧誘文

周辺発話 ★：補助的ムーブ（★理：理由説明，★事：事実の提示，★質：質問，★謝：謝罪）

▲：仲間関係の構築（▲共：共感，▲確：確認要求，▲冗：冗談）

大半の談話で第1発話から直接形式が使用されている。また、談話番号44では直接形式が5回、使用されており、《命令指示》談話との違いが明らかである。談話例をみてみよう（談話例10と一部重複）。

(16) 対役員、作業場面、談話番号44：MOにカラオケセットのカバーをプレゼントする。

【T周辺発話】【T行為指示】

- 824 T それ、あんた、それ、誰か、奥さんに縫っても  
らってよ。 シテ
- 825 T 私、これ、この生地、今、これどう？ 補助：質問
- 826 MO 明日はかぶせへんねやろ？
- 827 T あしたはかぶせへん。 補助：事実の提示
- 828 T これだけぶあついからね。 補助：理由説明
- 829 T すっごいいいから、これ、ベッドカバー。 補助：理由説明
- 830 T 7月1日から一回あるんで、 補助：理由説明
- 831 T それまでに縫ってもらい [↑]。 シ  
(中略)
- 839 T だからこれをね、あの、あなたあずかっておいて [↑]。 シテ
- 840 T わたし、これ、あげるんやから。 補助：理由説明
- 841 T 感謝しい [↑]。 シ
- 842 MO {笑い} 謝謝。
- 843 T 謝謝やわ、あんた、ほんまに {笑い}。 仲間：冗談  
(後略)

この例では特にシの使用が目立つ。Brown and Levinson(1987)は、あからさまな表現を敢えて使って仲間関係の親しさを強調することを「ポジティブポライトネスストラテジー」としているが、このケースはそれに該当すると考えられる。このような例では《命令指示》とは逆に、直接形式を繰り返し使用すればするほど仲間意識が強調されると考えられる。このように、《聞き

手利益命令》では遠慮なく直接形式が多用されていることからみても、《命令指示》では直接形式の使用が最小限に抑えられていることがわかる。

### 5.3. まとめ

談話における直接形式の使用状況とその機能についてまとめる。

- (a) 談話の構造上、行為指示であることが明らかなQ-A談話では直接形式はあまり使用されないが、T開始談話では行為指示であることを明示する必要があり、直接形式が使用される。
- (b) 予定済みの作業など話し手も聞き手も負担の少ない行為指示では第一発話からシやシテが使用され、すぐに実行されて談話が終了する。一方、T独自の判断や聞き手の負担が大きな《命令指示》では、直接形式の前に補助的ムーブや間接形式が多用される。シやシテは「決め台詞」、あるいは《命令指示》マーカーとして一つの指示談話中1～2回しか使用されず、具体的な指示内容は派生形式などの間接形式や補助的ムーブを何度も使って示される。
- (c) シは主に《聞き手利益命令》や冗談として多用される。あからさまな形式を使用することで、聞き手との社会的距離を縮め、仲間意識を強調するポジティブポライトネスストラテジーとして使われていると思われ、この場合には何度も用いられる。
- (d) シテでは「してあげて」という授与動詞が使われることが多く、「私たち」という仲間関係を構築する発話であると考えられる。
- (e) 理由説明の「補助的ムーブ」や共感や確認要求などの「仲間関係の構築」という周辺発話がしばしば挿入されており、これもメンバーと認識の一致を図りながら対等な仲間としてことを進めようとする志向と思われる。

### 6. 考察と今後の課題

これまでの分析はあくまで一自治会における一事例であるが、ここには対称的な関係での行為指示の特徴が現れていると思われ、対称的な関係における行為指示の特徴について考察を試みる。

対称的な関係においても、命令指示をおこなう以上、やはりある種の上下関係は必要である。その際、命令指示を可能にする「力」として機能しているのが、会長という「役割」であると思われる。事実、「会長」と呼びかけて判断を仰いでいる談話が2例あった。ただ、この「役割関係」は権力構造を伴った上司-部下関係とは異なり、あくまで一時的、流動的、互換的な関係である。いわば役割に基づいた臨時の上下関係だといえる。「役割関係」のこうした性格が、対称的な関係での命令指示のあり方を特徴づけていると考えられる。すなわち、役割上、メンバーが当然と思うような行為については直接形式を使って端的に命令指示できるが、個人的判断で命令指示をおこなうような場合には特有の配慮が必要となる。直接形式を必要最小限使ってその発話が命令指示であることを伝えつつ、具体的な内容は他の形式を使用して伝える。その際、文機

能に＜依頼＞を持つシテという形式は、非常に有効な形式である。文機能の＜依頼＞によって聞き手に「選択権がある」ことを示すことで丁寧さを表現しつつ、実質的には《命令指示》をおこなうことができる。このためにシテが多用されるものと思われる。

ただ、これはあくまで役割に基づいた臨時的な上下関係であるため、機会を捉えてそもそもの対等な仲間関係を確認し、再構築する必要がある。具体的には、大阪方言の命令形シが、社会的距離を縮めるポジティブポライトネスストラテジーとして、《聞き手利益命令》や冗談でしばしば使われている。また、認識の一致を図る補助的ムーブや仲間関係の構築発話が多用されている。企業の女性管理職の行為指示を研究した Takano (2005) の指摘と比べてもこの点が顕著にみられ、対称的な関係での行為指示の特徴といえよう。「対等な関係」を志向するこうした特徴は、現代社会においては、地域社会に限らず普遍的に見られる傾向であるとも思われる。

以上、本稿では対称的な関係における《命令指示》に注目した。そこでは《命令指示》を明示するため直接形式が使用されること、ただし直接形式の使用は《命令指示》マーカーとして一談話1~2回と最小限に抑えられること、メンバーとの対等な関係を確認・構築するための発話も同時にこなわれ、大阪方言の命令形シが対等な関係性の構築に役立っていることを確認した。

今後は相互行為的側面に注目した分析を進め、対称的な関係における《命令指示》の特徴を明らかにしていきたい。

#### 【トランスクript記号】

?	：疑問文につける。
[↑]	：イントネーションの上昇を示す。
[	：オーバーラップの開始位置を示す。
]	：オーバーラップの終了位置を示す。
=	：前の発話と後の発話の間に間隙がないことを示す。
{ }	：笑いなどの非言語行動を示す。
# # #	：聞き取り不能なとき、その予想拍数にあわせて#をつける。
//	：コーディング項目が1ライン中に複数出てきたため、便宜上、改行する時につける。
	したがって、発話文頭の数字は発話文の番号ではない。

#### 注

- 1 その構成要素として SPEAKING をあげている。すなわち S(状況), P(参加者), E(目的), A(一連の行為), K(基調), I(媒体), N(規範), G(ジャンル) である。
- 2 指示談話は、いくつかの行為 (speech act) が集まって、ひとつの事象 (speech event) としての指示談話を形成しているものである (Hymes 1974 : 76)。これがさらに階層構造をなし、小さな指示談話が集まって大きな行為指示を達成している場合もあるが、本稿では、最小単位の指示談話を対象とした。
- 3 本稿では「核発話」を「周辺発話」との対立で用いている。なお, Blum-Kulka et al.(eds.) (1989) は依頼の核となる発話を Head acts とし、ヒントなどの間接表現も含めているが (p.3, p.7 参照)、本稿は直接形式を分析対象としているため、行為指示表現 (p.7 表 3 参照) による行為指

- 示発話だけを「核発話」とする。
- 4 これ以外に、「寒いね」などのように、通常は文機能としても発話機能としても行為指示機能を持たないが、使用する人やコンテクストにより語用論的に行行為指示機能を持つ表現もある。Blum-Kulka et al.(eds.) (1989) が「ヒント」と分類したものであるが、ここでは扱わない。
  - 5 ここで聞き手利益の対極として、話し手利益とせず、非聞き手利益としたのは、《命令指示》の場合、必ずしも話し手利益といえない、いわば「公の」利益とでも言う場合が多いためである。
  - 6 たとえば、「提案」や「懇願」はコンテクスト上、相手の選択度や恩恵のありかによって、《依頼》にも《命令》にも《勧め》にもなりうる。
  - 7 「シロ（セエ）」が使用されるのは会長が女性であるためと思われるが、本データでは男性の使用例もない。
  - 8 連用形命令シが大阪方言では主に「聞き手利益命令」として使用されることを牧野（2008）でも指摘した。

#### 参考文献

- 安達太郎（2002）「命令・依頼のモダリティ」宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃（編）『モダリティ』、42-77、くろしお出版
- 井出祥子・荻野綱男・川崎晶子・生田少子（1986）『日本人とアメリカ人の敬語行動－大学生の場合』南雲堂
- 宇佐美まゆみ（2003）「改訂版：基本的な文字化の原則」『多文化共生社会における異文化コミュニケーション教育のための基礎的研究』平成13-14年度科学研究費補助金基礎研究C(2)（研究代表者：宇佐美まゆみ）、研究成果報告書
- 岡本真一郎（2000）『ことばの社会心理学』ナカニシヤ出版
- 柏崎雅世（1993）『日本語における行為指示型表現の機能』くろしお出版
- 熊谷智子（2000）「言語行動分析の観点－「行動の仕方」を形づくる諸要素について－」『日本語科学』7、95-113、国書刊行会
- 熊取谷哲夫（1995）「発話行為理論から見た依頼表現－発話行為から談話行動へ－」『日本語学』14(10)、12-21、明治書院
- 高野照司（2005）「パワーと言語変異－女性管理職のパワー方略を中心に」片桐恭弘・片岡邦好編『講座社会言語科学5 『社会・行動システム』』68-90 ひつじ書房
- 仁田義雄（1991）『日本語のモダリティと人称』くろしお出版
- 姫野伴子（1997）「行為指示型発話行為の機能と形式」『埼玉大学紀要[教養学部]』33(1)、169-178
- 牧野由紀子（2008）「大阪方言における命令形の使用範囲」『阪大社会言語科学研究ノート』8、53-71、大阪大学大学院文学研究科社会言語学研究室
- 南不二男（1977）「敬語の機能と敬語行動」大野晋・柴田武（編）『岩波講座 日本語4 敬語』岩波書店
- 三牧陽子（2002）「待遇レベル管理から見た日本語母語話者間のポライトネス表示－初対面会話における「社会規範」と「個人のストラテジー」を中心に－」『社会言語科学』5(1)、56-74、社会言語科学会
- 森山卓郎（1999）「命令表現とそのイントネーション－京都市方言を中心に－」音声文法研究会編『文

法と音声』 II, 39-55, くろしお出版

- Blum-Kulka, Shoshana, House, Juliane and Kasper Gabriele (eds.) (1989) *Cross-cultural pragmatics: Requests and apologies*. Norwood, NJ: Ablex.
- Brown, Penelope and Levinson, Stephen C. (1987) *Politeness: Some universals in language usage*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Ervin-Tripp, Susan. (1976) Is Sybil there?: The structure of some American English directives, *Language in Society* 5, 25-66.
- Goodwin, Marjorie Harness. (1990) *He-said-she-said : Talk as social organization among black children*. Bloomington: Indiana University Press.
- Holmes, Janet and Stubbe, Maria (2003) *Power and politeness in the workplace: A sociolinguistic analysis of talk at work*. London: Pearson Education Limited.
- Hymes, Dell (1974) *Foundations in sociolinguistics: An ethnographic approach*. London: Tavistock Publications Limited. 唐須教光訳 (1979) 『ことばの民族誌－社会言語学の基礎』紀伊国屋書店
- Levinson, Stephen C. (1983) *Pragmatics*. Cambridge :Cambridge University Press. 安井稔・奥田夏子訳 (1990) 『英語語用論』 研究社出版
- Searle, John R. (1969) *Speech acts: An essay in the philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press. 坂本百大・土屋俊訳 (1986) 『言語行為－言語哲学への試論』勁草書房
- Takano, Shoji (2005) Re-examining linguistic power: strategic uses of directives by professional Japanese women in positions of authority and leadership, *Journal of Pragmatics* 37, 633-666.

(投稿受理日：2007年9月10日)

(最終原稿受理日：2008年6月9日)

---

牧野 由紀子 (まきの ゆきこ)

大阪大学大学院文学研究科博士後期課程

560-8532 豊中市待兼山町 1-5

makino@mse.biglobe.ne.jp

# The use of direct forms in directive discourse: A case study of natural discourse in a residents' association

MAKINO Yukiko

Graduate student, Osaka University

## Keywords

status-equal relationships, direct imperatives, Osaka dialect, natural discourse, function of utterances

## Abstract

Direct forms of directives, such as bald imperatives, are very difficult to use in social settings because they seem aggressive, and so their use is restricted to that from superiors to inferiors. In this paper, I examine natural discourse between members of a residents' association in Osaka, and demonstrate that direct forms of directives are in fact also used between status equals. I focus on two direct forms of directives. One is *si*, which is a non-infinitive form of a verb and is used as an imperative in the Osaka dialect, and the other is *site*, which is the te-form of a verb. I analyze the data from two points of view: the function of these forms in the discourse, and their use within sequences of utterances that carry out directives.

As a result I point out the following. (1) *Si* is mainly used as a positive politeness strategy in directives which carry some benefit to the hearer; on the other hand, *site* functions to give an order. (2) *Si* and *site* can be said to function as "directive markers" and are used only once or twice within a given discourse; the content of the directive is communicated using other indirect forms and supportive moves.